

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

令和6(2024)年4月1日時点

低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」とは最低の価格による入札をした者の入札価格が、あらかじめ設定した「低入札調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準として定めた価格)」を下回った場合に、「低入札価格調査(落札の決定を保留して、契約内容に適合した履行が可能であるか否かを確認するための調査)」を行う制度です。

低入札調査基準価格を設定する入札については「失格判断基準価格(低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断して失格とする基準として設定する基準価格)」をあわせて設定します。

	算出式			
対象工事	総合評価落札方式による工事及び市長が認める建設工事			
低入札調査基準価格の算定方法	下記 A から D の合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定)	予定価格の 75% (1,000 円未満端数切上げ) ≦ A. 直接工事費 × 0.97 + B. 共通仮設費 × 0.9 + C. 現場管理費 × 0.9 + D. 一般管理費 × 0.68 (A～Dの各項目は1円未満四捨五入) AからDの合計額 = 低入札調査基準価格 (1,000 円未満端数切捨て) ≦ 予定価格の 92% (1,000 円未満端数切捨て)		
失格判断基準価格の算定方法	下記aからdの合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定)	予定価格の 75% (1,000 円未満端数切上げ) ≦ a. 直接工事費 × 0.9 + b. 共通仮設費 × 0.8 + c. 現場管理費 × 0.8 + d. 一般管理費 × 0.3 (a～dの各項目は1円未満四捨五入) aからdの合計額 = 失格判断基準価格 (1,000 円未満端数切捨て) ≦ 予定価格の 92% (1,000 円未満端数切捨て)		

最低制限価格制度

「最低制限価格制度」とは、あらかじめ「最低制限価格(当該契約の内容に適合した履行を確保するため、その金額未満の入札をした者は落札者とし、その金額以上の入札をした者は落札者とする基準価格)」を設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格による入札を行った者を落札者とする制度です。

【工事】

	算出式			
対象工事	設計金額が 130 万円を超える、低入札価格調査制度適用以外の建設工事			
最低制限価格の算定方法	下記aからdの合計額(かつ、予定価格 75%から 92%の範囲内で設定)	予定価格の 75% (1,000 円未満端数切上げ) ≦ a. 直接工事費 × 0.97 + b. 共通仮設費 × 0.9 + c. 現場管理費 × 0.9 + d. 一般管理費 × 0.68 (a～dの各項目は1円未満四捨五入) aからdの合計額 = 最低制限価格 (1,000 円未満端数切捨て) ≦ 予定価格の 92% (1,000 円未満端数切捨て)		

※工事にかかる低入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成 29(2017)年 4 月 1 日以降の発注案件からあいち電子調達共同システム(CALS／EC)「入札情報サービス」内で事後公表しています。